

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
石油資源開発株式会社
代表取締役社長 渡 辺 修

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら次頁の「4. 議決権の行使について」をご参照のうえ、平成26年6月24日（火曜日）午後5時35分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
ステーションコンファレンス東京 「サピアホール」
(サピアタワー5階)
(末尾の「株主総会会場案内図」をご参照のうえ、ご来場下さい。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第44期^{〔自 平成25年4月1日〕}_{〔至 平成26年3月31日〕}事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期^{〔自 平成25年4月1日〕}_{〔至 平成26年3月31日〕}計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件
- 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

4. 議決権の行使について

【書面（議決権行使書）による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月24日（火曜日）午後5時35分までに到達するようご送付下さい。

【電磁的方法（インターネット）による議決権の行使】

- (1) 当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただき、平成26年6月24日（火曜日）午後5時35分までにご行使下さい。
- (2) 同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。なお、その他詳細につきましては77頁から78頁までの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認下さいますようお願い申し上げます。

【重複行使の取扱い】

- (1) 議決権行使書とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

※株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.japex.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

1. 企業集団の現況

(1) 当年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当年度における我が国経済は、夏場にかけて持ち直しの動きがみられ、その後景気は緩やかに回復しました。年度末には消費税率引き上げに伴う駆け込み需要が強まり、企業業績及び雇用情勢はともに改善しているなど、一貫して強含みの状況にありました。しかし一方で、足元では駆け込み需要の反動が懸念されています。

原油C I F価格は、年度当初時点で1バレル110ドル台にあり、夏場にかけて100ドル台半ばまで下落しました。その後は再び上昇に転じ、以降は110ドル台前半で緩やかに推移しています。

為替相場は、年度当初は90円台半ばでしたが、その後円安傾向が強まり、12月には100円台半ばまで進行した後、年度末には100円台前半で落ち着きを見せています。この結果、当社グループの原油販売価格は、前年度に比べて上昇しました。

一方、天然ガスについては、東日本大震災後、依然として需要が高止まりを見せるなか、原料となる液化天然ガス(LNG)の調達において、とりわけ価格面での厳しい状況は変わらず、加えて供給インフラ整備を巡る動きも進行していることから、市場環境は当社グループにとって予断を許さない状況にありました。

このような状況のもとで、当社グループは、社会生活に不可欠なエネルギーの長期安定供給を目指して、生産、輸送の安全操業に努めるほか、国内外における効率的な探鉱開発に全力を注いでまいりました。

まず、天然ガスの供給については、新潟・仙台間及び白石・郡山間ガスパイプライン等を活用して、沿線地域の需要開拓に積極的に取り組んでおります。また、北海道においては、勇払LNG受入基地・LNG内航船を有効に活用するなどして、道内の天然ガスの安定供給に万全を期しております。

加えて、パイプライン沿線以外の地域における天然ガスの需要に対応するため、タンクローリー及び鉄道タンクコンテナを利用したLNGサテライト供給を行っています。

また、東北太平洋沿岸地域等の天然ガス需要増に積極的に対応するべく、平成25年11月に、福島県新地町(相馬港)にてLNG受入基地を建設すること及び本基地に受け入れたLNGの気化ガスを当社幹線パイプラインま

で輸送する接続パイプラインを建設することについて、最終投資決定を行いました。

次に、探鉱開発の状況については、国内の探鉱作業として、新潟県で試掘1坑、探掘1坑、北海道で探掘1坑をそれぞれ終了しております。さらに、引き続き北海道にて1坑の探掘を実施しております。

また、北海道において地熱構造試錐井の掘削作業を行っております。

一方、海外の探鉱開発については、英国北海において、平成26年3月に、アバディーン沖合海域におけるプロジェクトに参加することを決定し、新会社ジャベックス ユーケー イーアンドピー社を設立いたしました。

インドネシアにおいては、スマトラ島北部陸上において、㈱ジャベックス Block Aがガス田の開発作業開始に向けた準備を進めております。さらに、カリマンタン島東部においては、日本コールベッドメタン㈱がコールベッドメタン開発に向けた評価作業を実施しております。また、平成25年6月に、西ナツナ海海域におけるプロジェクトに参加することを決定し、新会社㈱ジャベックスWest Natunaを設立いたしました。同社は西ナツナ海海域の鉱区において試掘作業を実施しております。

海外の生産中の主要プロジェクト会社の状況については、まず、イラク南部陸上では、平成25年8月より㈱ジャベックスガラフがガラフ油田において商業生産を開始しました。

カナダのアルバータ州ではハンギングストーン鉱区の一部において、ジャパン カナダ オイルサンド社が水平坑井を利用したピチューメンの生産を継続するとともに、同鉱区において拡張開発作業を実施しております。

さらに、カナダではブリティッシュ・コロンビア州におけるシェールガス開発・生産プロジェクト及び同州で検討中のLNGプロジェクトに参画しておりますが、同州ノースモントニー地域のシェールガス鉱区において、ジャベックス モントニー社が開発作業を行うとともに、シェールガスの生産を行っております。

米国テキサス州では、ジャベックス・ユーエス社がシェールオイル鉱区で開発作業を行うとともに、生産を行っております。

インドネシアのジャワ島東部海域では、カンゲアン鉱区において、エネルギー メガ プラタマ社が開発作業を行うとともに、原油、ガスの生産を行っております。

また、同国では、カリマンタン島東部で㈱ユニバースガスアンドオイルが原油、ガスの生産を続けております。

さらに、ロシアのサハリン島北東部沖合では、サハリン石油ガス開発㈱が原油、ガスの生産を行っております。

当年度の業績については、国産原油及びピチューメン並びに天然ガスの販売数量の減少があったものの、ガラフ油田における原油の生産開始による増収や円安に伴う販売価格の上昇等により、原油・天然ガス（LNG及びピチューメンを含む）の売上高は、前年度に比べ397億円増（＋

22.4%)の2,171億円となりました。

これに、請負及びその他の売上加えた売上高は、前年度に比べ455億円増(+19.7%)の2,765億円となり、売上総利益は、海外原油の販売数量の増加や販売価格の上昇、減価償却費の減少等により、前年度に比べ71億円増(+12.1%)の661億円となりました。

〔連結売上高〕

(百万円)

	平成24年度 第43期	平成25年度 第44期	増 減 (%)
(石油・天然ガス関連事業)			
原油・天然ガス	177,423	217,157	+39,734(+22.4)
原油	78,834	108,408	+29,573(+37.5)
天然ガス	69,795	71,584	+1,789(+2.6)
液化天然ガス	19,098	26,202	+7,103(+37.2)
ピチューメン	9,694	10,962	+1,267(+13.1)
請負	9,674	8,740	-934(-9.7)
その他	43,988	50,691	+6,703(+15.2)
〔連結売上高〕	231,086	276,588	+45,502(+19.7)

営業利益については、探鉱費の海外での支出の減少や販売費及び一般管理費の減少により、前年度に比べ107億円増(+77.1%)の246億円となりました。

経常利益については、受取配当金が減少したものの、持分法による投資利益の増加等により、前年度に比べ158億円増(+56.3%)の438億円となりました。

さらに、特別損失として、北海道における勇払油ガス田の生産能力の低下を受けて、同油ガス田の生産操業に係る事業用資産につき、前年度に計上した減損損失が減少したこと等により、最終損益では前年度に比べ298億円の増益となり、290億円の当期純利益を計上することとなりました。

以下、当年度における概況につき、項目別にご報告いたします。

国内の物理探鉱及び掘削作業の状況

石油・天然ガスの探鉱作業として、新潟県において地下の深部情報を得るべく物理探鉱を実施するとともに、既発見地域の周辺で試探掘を実施する等、埋蔵量の確保、増大に全力を注いできました。また、北海道において地熱構造試錐井の掘削作業を行っております。

作業地域	坑井名	坑井種別	作業期間	結果
北海道 苫小牧市	あけぼの (T1)SK-2D-1H	探掘井	H25. 2～H25. 4	(掘削休止)
” ”	” SK-6aH	”	H25. 11～(作業中)	
新潟県 岩船沖海域	岩船沖東 MS-1	”	H25. 6～H25. 10	成功
		試掘井		廃坑
” 小千谷市 及び長岡市	片貝 SK-30D/ 30D-1	探掘井	H24. 12～H25. 8	成功

海外事業の状況

当年度における当社グループが関与する主要な海外プロジェクトの事業状況は次のとおりです。

対象国（地域）	会社名	事業状況
インドネシア (カリマンタン島東部)	㈱ユニバースガスアンドオイル	・生産物分与契約に基づくBP社及びENI社他との共同探鉱開発事業。既存油・ガス田より生産中。
	日本コールベッドメタン㈱	・生産物分与契約に基づくBP社及びENI社他との共同探鉱開発事業。コールベッドメタン開発に向けた評価作業を実施中。
(スマトラ島北部)	㈱ジャベックスBlock A	・生産物分与契約に基づく、メドコ社（インドネシア）及びプレミア社（英国）との共同探鉱開発事業。ガス田開発に向け作業中。
(ジャワ島東部海域)	Energi Mega Pratama Inc. (エネルギー メガ プラタマ社)	・生産物分与契約に基づく探鉱開発事業。現地操業会社 Kangean Energy Indonesia Ltd. (カンゲアン エナジー インドネシア社) により既存油・ガス田の生産及び開発作業を実施中。
(西ナツナ海海域)	㈱ ジャベックス West Natuna (平成25年6月17日設立)	・生産物分与契約に基づくムバダラ社（アブダビ）との共同探鉱開発事業。試掘の結果を受け、評価作業を実施中。
マレーシア (サラワク沖) 米 国 (テキサス州)	Japex (U. S.) Corp. (ジャベックス・ユーエス社)	・マレーシアLNG IIIプロジェクトへの出資。 ・米国テキサス州での鉱区リース契約に基づくマラソン社（米国）との共同開発事業。シェールオイルの生産及び開発作業を実施中。
ロシア (サハリン島陸棚)	サハリン石油ガス開発㈱	・生産物分与契約に基づくエクソンモービル社他との共同探鉱開発事業。生産及び開発作業を継続中。
カナダ (アルバータ州)	カナダオイルサンド㈱	・鉱区リース契約に基づく、子会社の現地操業会社 Japan Canada Oil Sands Ltd. (ジャパン カナダ オイルサンド社) によるオイルサンド探鉱開発事業。同社単独事業としてピチューメンの生産のほか、隣接地域においてネクセン社（カナダ）との共同開発事業として、開発作業を実施中。
カナダ (ブリティッシュ・コロンビア州)	JAPEX Montney Ltd. (ジャベックス モントニー社)	・鉱区リース契約に基づく、プログレス社（ペトロナス社（マレーシア）の子会社）他とのシェールガス共同開発事業。既存ガス田より生産及び開発作業を実施中。
英国 北海 (アパディーン沖合海域)	JAPEX UK E&P Ltd. (ジャベックス ユーケーイーアンドピー社) (平成26年3月19日設立)	・ライセンス契約に基づく、アパッチ社（米国）他との共同探鉱開発事業。試掘作業を実施中。
イラク (イラク南部陸上)	㈱ジャベックスガラフ	・開発生産サービス契約に基づくペトロナス社他との共同開発事業。生産及び開発作業を実施中。

原油、天然ガスの生産・販売の状況

当年度における原油、天然ガスの生産・販売の状況（数量）は次のとおりです。

〔当社グループの生産量〕

製品名	平成24年度 第43期	平成25年度 第44期	増減 (%)
原油 [kl]	482,306	828,870	+346,563(+ 71.9)
天然ガス [千m ³]	1,080,116	1,104,533	+ 24,417(+ 2.3)
液化天然ガス [t]	602	12,235	+ 11,633(+1,932.0)
ビチューメン [kl]	348,948	344,757	- 4,191(- 1.2)

（注） 天然ガス生産量の一部は、液化天然ガスの原料として使用しております。

なお、当社グループの主要な油・ガス田は、勇払油ガス田（北海道）、申川油田、由利原油ガス田、鮎川油ガス田（以上秋田県）、岩船沖油ガス田、東新潟、吉井、片貝各ガス田（以上新潟県）、ガラフ油田（イラク）等です。このほか、ビチューメンは、カナダ アルバータ州のハンギングストーン鉱区にて、シェールガスは、カナダ ブリティッシュ・コロンビア州のノース モントニー鉱区にてそれぞれ生産されております。

〔当社グループの販売量〕

製品名	平成24年度 第43期	平成25年度 第44期	増減 (%)
原油 [kl]	1,335,639	1,559,888	+224,248(+16.8)
天然ガス [千m ³]	1,455,708	1,418,963	- 36,744(- 2.5)
液化天然ガス [t]	229,242	268,510	+ 39,267(+17.1)
ビチューメン [kl]	349,198	342,565	- 6,632(- 1.9)

（注） 上記の販売量には商品売上の数量が含まれております。

② 設備投資の状況

当年度における設備投資額は1,477億円（前年度253億円）であり、主なものとしては、カナダにおけるシェールガス鉱区に係る権益取得費用及び開発費、イラク ガラフ油田に係る開発費、カナダ アルバータ州におけるハンギングストーン鉱区拡張開発費及び生産施設工事等が含まれています。

③ 資金調達の状況

当年度中、ジャベックス モントニー社はカナダ プリティッシュ・コロンビア州ノースモントニー地域のシェールガス鉱区開発資金宛に282億円の短期借入を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況、他の会社の事業の譲受けの状況、他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分、吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

[単位：百万円]（※を除く）

区 分	平成22年度 第41期	平成23年度 第42期	平成24年度 第43期	平成25年度 第44期
売 上 高	199,651	230,638	231,086	276,588
経 常 利 益	17,122	22,159	28,082	43,889
当 期 純 利 益	10,010	17,027	-865	29,015
1株当たり当期純利益(※)	175円16銭	297円92銭	-15円14銭	507円68銭
総 資 産	516,098	532,890	525,172	663,038
純 資 産	393,689	406,773	403,625	496,915
1株当たり純資産額(※)	6,743円83銭	6,869円27銭	6,691円58銭	7,389円62銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主要な事業内容 (対象地域)
白根瓦斯(株)	3,000	100.0	新潟県燕市、新潟市における ガスの製造、供給及び販売
(株)ジャベックスBlockA	2,540	100.0	石油資源の探鉱開発 (インドネシア共和国スマトラ島北部陸上)
(株)地球科学総合研究所	2,100	100.0	物理探鉱作業請負、物理探鉱 技術開発
(株)物理計測コンサルタント	446	100.0	物理検層、マッドロッキング 作業請負
エスケイエンジニアリング(株)	300	100.0	坑井掘削、エンジニアリング 業務請負
秋田県天然瓦斯輸送(株)	250	100.0	秋田県におけるパイプライン による天然ガス輸送
エスケイ産業(株)	90	100.0	石油製品の製造及び販売、不 動産管理及び保険代理店
(株)ジャベックスパイプライン	80	100.0	パイプラインの保守、管理
北日本オイル(株)	80	100.0	原油の精製加工及び販売、廃 油の再生処理
Japan Canada Oil Sands Ltd. (ジャパン カナダ オイルサンド社)	(千カナダドル) 530,470	100.0 (100.0)	オイルサンドの探鉱開発、生産 (カナダアルバータ州)
Japex (U.S.) Corp. (ジャベックス・ユーエス社)	(千米ドル) 33,000	100.0	マレーシアLNGIIIプロジェクトへの出資 石油資源(シェールオイルを含む)の開発、生産 (米国テキサス州)
JAPEX UK E&P Ltd. (ジャベックスユーケーイーアンドピー社) (平成26年3月19日設立)	(英ポンド) 1	100.0	石油資源の探鉱開発 (英国北海アバディーン沖合海域)
カナダオイルサンド(株)	12,787	93.3 (1.3)	オイルサンドの探鉱開発、生産 (カナダアルバータ州)
(株)ジャベックスエネルギー	90	90.0	石油製品等及びLNGの仕入 販売
北日本防災警備(株)	30	87.3	産業防災業務、警備保障業務
(株)ジャベックスWest Natuna (平成25年6月17日設立)	266	75.0	石油資源の探鉱開発 (インドネシア共和国西ナツナ海海域)
日本海洋石油資源開発(株)	5,963	70.6	日本海大陸棚の石油資源の探 鉱開発、生産
(株)ジャベックスガラフ	25,930	55.0	石油資源の探鉱開発、生産 (イラク共和国南部陸上)
JAPEX Montney Ltd. (ジャベックスモントニー社)	(千カナダドル) 826,725	50.0	シェールガスの開発、生産 (カナダブリティッシュ・コロンビア州)

(注) 1. 当社の出資比率欄の()は、間接出資比率で内数となっております。

2. ㈱ジャベックスBlockAは、平成25年7月22日付にて400百万円（うち資本金への充当額は200百万円）の増資を行いました。
3. Japan Canada Oil Sands Ltd. は、平成25年10月31日付にて235,100千カナダドルの増資を行いました。
4. JAPEX UK E&P Ltd. は、平成26年4月22日付にて18,499千英ポンドの増資を行い、資本金が18,500千英ポンドとなりました。
5. カナダオイルサンド㈱は、平成25年10月28日付にて22,210百万円（うち資本金への充当額は11,105百万円）の増資を行いました。
6. ㈱ジャベックスWest Natualは、平成26年4月25日付にて135百万円（うち資本金への充当額は67百万円）の増資を行い、資本金が334百万円となりました。
7. ㈱ジャベックスガラフは、平成25年6月25日付にて2,000百万円（うち資本金への充当額は1,000百万円）、平成25年7月26日付にて1,604百万円（うち資本金への充当額は802百万円）、平成25年7月30日付にて4,160百万円（うち資本金への充当額は2,080百万円）、平成25年8月27日付にて4,602百万円（うち資本金への充当額は2,301百万円）、平成26年1月28日付にて5,660百万円（うち資本金への充当額は2,830百万円）の増資を行いました。また、平成26年5月8日付にて5,000百万円の減資を行い、資本金が20,930百万円となりました。
8. JAPEX Montney Ltd. は、平成25年12月13日付にて372,836千カナダドルの増資を行いました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率 (%)	主要な事業内容 (対象地域)
㈱ テルナイト	98	47.0	掘削用調泥剤の製造販売、泥水技術サービス
東北天然ガス㈱	300	45.0	天然ガス、石油系燃料の購入、販売
J J I S & N B. V. (ジェー・ジー・アイ エスアンドエヌ社)	(千ユーロ) 36,883	41.7 (62.5)	石油資源の開発、生産 (イラン・イスラム共和国海上)
日本コールベッドメタン㈱	605	40.1	コールベッドメタンの探鉱開発 (インドネシア共和国カリマンタン島東部)
㈱ユニバースガスアンドオイル	5,080	33.4 (40.1)	石油資源の探鉱開発、生産 (インドネシア共和国カリマンタン島東部)
北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売㈱	30	33.0	九州地方における液化天然ガスの輸送、販売
日本海洋掘削㈱	7,572	31.0	海洋における石油資源の掘削請負
Energi Mega Pratama Inc. (エネルギー・メガ プラタマ社)	(千米ドル) 52,000	25.0	石油資源の探鉱開発、生産 (インドネシア共和国ジャワ島東部海域)
サハリン石油ガス開発㈱	22,592	15.3 (30.6)	石油資源の探鉱開発、生産 (ロシアサハリン島陸棚)

- (注) 1. 当社の出資比率欄の()は、国(経済産業大臣)を除く民間株主出資分中の当社の出資比率です。
2. 日本コールベッドメタン㈱は、平成25年11月29日付にて180百万円（うち資本金への充当額は90百万円）の増資を行いました。

④ その他重要な出資会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容 (対 象 地 域)
国際石油開発帝石(株)	290,809	7.3 (9.0)	石油資源の探鉱開発、生産

(注) 当社の出資比率欄の()は、国(経済産業大臣)を除く民間株主出資分中の当社の出資比率です。

(4) 対処すべき課題

生産・販売により減少する埋蔵量を維持・拡大し長期に亘り安定的な石油・天然ガスの供給体制の整備を図ることは、探鉱・開発・販売を事業の骨格とする当社において重要な課題です。また、国内天然ガス事業に係る競争環境の激化や地球温暖化対策の重要性の高まりといった社会情勢の変化等、当社を取り巻く経営環境の変化に対応するため、従来より、当社は「探鉱・開発の効率的実施と新規埋蔵量の発見」、「効率的な天然ガス一貫操業システムの強化」、「技術研究開発及び環境問題への取り組み」の3項目を経営目標の中心に位置付けた中期事業計画を推進してまいりました。

平成23年5月、当社は3項目を引き続き事業拡大に向けた3本柱と位置付ける中で、特に「探鉱・開発の効率的実施と新規埋蔵量の発見」(E&P事業)を成長ストーリーにおける軸として位置付け、E&P事業の海外シフトに主眼をおいた新中期事業計画(平成24年3月期～平成28年3月期)を公表いたしました。

新中期事業計画においては、世界的な資源開発競争の激化や不安定なエネルギー価格動向がより顕著になっているとの認識のもと、国内外における既存資産の価値最大化を基本としつつ、海外E&P投資を通じた事業機会拡大や埋蔵量拡充等によりさらなる事業成長を図ることとしております。

各事業の取り組み方針及び目標は、以下のとおりです。

(E&P事業)

平成24年3月期から平成28年3月期までの5年間は投資の海外シフトを推進し、総投資予定額2,800億円のうち約6割(1,700億円)を海外投資に振り向けます。これにより、当社の連結生産量を日量約4万バレルから平成28年3月期末までに日量7万バレルまで増加させるほか、生産から得られたキャッシュ・フローを再投資することにより、平成33年3月期末までに埋蔵量を原油換算で4.5億バレルまで拡充することを目指します。

(国内天然ガス事業)

事業環境が不透明なことから販売数量等の定量目標は設定いたしません。引き続き天然ガスの普及促進に貢献すべく、需要開拓、インフラ整備、販売価格の適正化等に注力してまいります。

(環境・新技術事業)

メタンハイドレートやCO₂地中貯留（CCS）等の大型プロジェクトに係る取組みを加速させるほか、再生可能エネルギー等の新規分野を開拓し、平成28年3月期までの事業化を目指します。

当社グループは、このような取組みを通じて事業基盤及び競争力の一層の強化に努め、徹底した経営効率化を進めることにより、企業グループとしての持続的発展と株主価値の最大化を図る所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは、次のとおり原油・天然ガスの探鉱開発をはじめとする石油・天然ガス関連事業を行っております。

[石油・天然ガス関連事業]

種 別	事 業 内 容
原油・天然ガス	・原油・天然ガスの探鉱開発、生産、仕入、販売（LNG及びビチューメンに関する事業を含む）
請負	・坑井の掘削作業、坑井に関する作業、物理探鉱作業、パイプライン保守管理等の請負
その他	・LPG、C重油等の石油製品及びガス製品の製造、販売等 ・原油、天然ガス及びLNGの受託輸送

(6) 主要な営業所及び工場（平成26年3月31日現在）

[石油・天然ガス関連事業]

原油・天然ガス	当社 本社	東京都千代田区		
	日本海洋石油資源開発㈱ 本社	東京都千代田区		
	国内事業拠点	当社 北海道鉱業所	北海道苫小牧市	
		秋田鉱業所	秋田県秋田市	
		長岡鉱業所	新潟県長岡市	
		日本海洋石油資源開発㈱新潟鉱業所	新潟県新潟市	
		白根瓦斯㈱	新潟県燕市	
	海外事業拠点	当社 ヒューストン事務所	米国テキサス州ヒューストン市	
		北京事務所	中華人民共和国北京市	
		ジャカルタ事務所	インドネシア共和国ジャカルタ市	
		ロンドン事務所	英国ロンドン市	
		ドバイ事務所	アラブ首長国連邦ドバイ	
ジャパン カナダ オイルサンド社		カナダアルバータ州カルガリー市		
研究開発拠点	当社 技術研究所	千葉県千葉市		
請負	国内事業拠点	㈱地球科学総合研究所	東京都文京区	
		㈱物理計測コンサルタント	東京都千代田区	
		エスケイエンジニアリング㈱	東京都千代田区	
		㈱ジャベックスパイプライン	新潟県長岡市	
		北日本防災警備㈱	新潟県新潟市	
その他	国内事業拠点	エスケイ産業㈱	東京都港区	
		㈱ジャベックスエネルギー	東京都千代田区	
		北日本オイル㈱	山形県酒田市	
		秋田県天然瓦斯輸送㈱	秋田県秋田市	

(7) 使用人の状況 (平成26年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減
1,782名 (471)	+35名 (+3)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は()内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
874名 (173)	-8名 (+10)	39.9歳	18.0年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は()内に外数で記載しております。
 2. 平均年齢、平均勤続年数の算出にあたっては、使用人のうち他社からの出向者等(54名)を除外しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成26年3月31日現在)

借入先	借入残高
㈱ みずほ 銀行	24,404百万円
㈱ 三菱東京UFJ 銀行	16,835
㈱ 国際協力 銀行	5,557
三井住友信託 銀行 ㈱	2,778
㈱ 三井住友 銀行	2,058
㈱ 日本政策投資 銀行	1,854
日本生命保険相互 会社	1,200

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当年度中、記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成26年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 57,154,776株
- ③ 株主数 17,646名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
経済産業大臣	19,432,724株	34.00%
国際石油開発帝石(株)	2,852,212	4.99
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	2,231,700	3.90
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	2,218,700	3.88
JFEエンジニアリング(株)	1,848,012	3.23
JXホールディングス(株)	1,149,984	2.01
(株)みずほ銀行	720,152	1.26
新日鐵住金(株)	610,316	1.07
(株)三菱東京UFJ銀行	600,000	1.05
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー 505103	499,167	0.87

(注) 持株比率は、自己株式(2,139株)を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会 長	棚 橋 祐 治	カナダオイルサンド(株)取締役 日本海洋石油資源開発(株)取締役 K&Oエナジーグループ(株)取締役
*1 代表取締役 社 長	渡 辺 修	日本海洋石油資源開発(株)代表取締役社長 (株)ジャベックスガラフ代表取締役社長 ジャベックスモントニー社会長
*2 代表取締役 副 社 長	佐 藤 弘	社長補佐、秘書室、経営企画部担当 サハリン石油ガス開発(株)取締役 カナダオイルサンド(株)監査役 (株)ジャベックスガラフ監査役 東北天然ガス(株)監査役 国際石油開発帝石(株)監査役
*2 専務取締役	石 井 正 一	ガス導管事業室担当 相馬プロジェクト本部長
*2 専務取締役	斉 藤 満	米州・ロシア事業本部長 ジャベックスモントニー社社長
*2 専務取締役	松 本 潤 一	国内事業本部長 HSE統括部担当 相馬プロジェクト本部副本部長 日本海洋石油資源開発(株)取締役
*2 専務取締役	小 椋 伸 幸	技術本部長、環境・新技術事業本部長 情報システム部担当 (株)地球科学総合研究所取締役 日本海洋石油資源開発(株)取締役
*2 常務取締役	大和谷 均	営業本部長、相馬プロジェクト本部副本部長 (株)ジャベックスエネルギー取締役 東北天然ガス(株)取締役 北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売(株)取締役
*2 常務取締役	中 山 一 夫	中東・アフリカ・欧州事業本部長 ジャベックス ユーケー イーアンドピー社社長 (株)ジャベックスガラフ取締役 ジェージェーアイ エスアンドエヌ社取締役
*2 常務取締役	荻 野 清	カナダオイルサンドプロジェクト部担当 ジャパン カナダ オイルサンド社会長 カナダオイルサンド(株)代表取締役社長
*2 常務取締役	深 澤 光	国内事業本部長岡鉱業所長 (株)ジャベックスパイプライン代表取締役社長 北日本防災警備(株)代表取締役社長 日本海洋石油資源開発(株)取締役
*2 常務取締役	檜 貝 洋 介	内部統制、総務部、人事部、資材部、広報IR部担当
*2 常務取締役	三 家 茂	アジア・オセアニア事業本部長 (株)ジャベックスBlock A代表取締役社長 (株)ジャベックスWest Natuna代表取締役社長 日本コールベッドメタン(株)代表取締役社長 (株)ユニバースガスアンドオイル代表取締役 エネルギー メガ プラタマ社取締役

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	河上 和 雄	弁護士
常勤監査役	森 谷 信 明	
常勤監査役	石 関 守 男	
監 査 役	角 谷 正 彦	平和不動産(株)監査役、(株)プロネクサス監査役
監 査 役	池 田 輝 三 郎	

- (注) 1. 取締役 檜貝洋介、三家 茂及び監査役 森谷信明は、平成25年6月25日開催の定時株主総会で新たに就任いたしました。
2. 取締役 揖斐敏夫、森谷信明及び監査役 藤井 健は、平成25年6月25日付で退任いたしました。
3. 取締役 河上和雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役 角谷正彦及び池田輝三郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 常勤監査役 石関守男は、長年に亘る当社等での経理業務の経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 角谷正彦は、大蔵省（現 財務省）等での行政執行の経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役 池田輝三郎は、銀行における経理部門での経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役 角谷正彦の上記兼職はいずれも社外監査役に該当いたします。なお、兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。
9. 当社は取締役 河上和雄、監査役 角谷正彦及び池田輝三郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10. 当社は平成26年5月12日付で戦略・コマーシャル担当としてAjay Singh（アジャイシン）にスペシャルアドバイザーを委嘱いたしました。
11. 当社は平成17年6月24日付で執行役員制度を導入しております。
- ＊1：代表執行役員を兼任しております。
- ＊2：執行役員を兼任しております。

なお、取締役を兼任しない執行役員は以下のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 また は 主 な 役 職
常務執行役員	増 井 泰 裕	米州・ロシア事業本部副本部長
常務執行役員	大 関 和 彦	ビジネス・ソリューション室担当
常務執行役員	川 中 卓	㈱地球科学総合研究所社長
常務執行役員	兵 藤 元 史	アジア・オセアニア事業本部副本部長
執 行 役 員	黒 田 徹	㈱地球科学総合研究所常務取締役
執 行 役 員	井 上 尚 久	国内事業本部北海道鉱業所長兼同本部北海道鉱業所営業部長
執 行 役 員	伊 藤 元	米州・ロシア事業本部副本部長
執 行 役 員	田 中 啓 誉	アジア・オセアニア事業本部副本部長
執 行 役 員	平 田 敏 幸	ジャパン カナダ オイルサンド社社長
執 行 役 員	村 橋 庸 也	国内事業本部秋田鉱業所長
執 行 役 員	浜 田 康 史	技術本部副本部長
執 行 役 員	山 下 通 郎	経理部担当

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	対 象 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	16名	594百万円
監 査 役	5	81
合 計 (うち社外役員)	21 (3)	675 (46)

- (注) 1. 上記の対象人員には、平成25年6月25日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含みます。
2. 上記の金額は、当年度に在籍した取締役及び監査役につき、当年度中に支給あるいは引当てのなされた役員報酬、役員賞与引当金及び役員退職慰労引当金からなっております。
3. 平成25年6月25日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名への退職慰労金として69百万円、監査役1名への退職慰労金として18百万円を支給しております。この金額には、当年度及び当年度前に係る事業報告において開示の対象とした役員退職慰労引当金の増加分が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ) 取締役 河上 和雄

[重要な兼職の状況及び当社との関係]

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

[主要取引先等特定関係事業者との関係]

- ・該当する事項はありません。

[当年度における主な活動状況]

- ・取締役会は16回開催中15回出席し、主に法律の専門家としての知識と経験に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

[責任限定契約の内容の概要]

- ・該当する事項はありません。

[当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額]

- ・該当する事項はありません。

ロ) 監査役 角谷 正彦

[重要な兼職の状況及び当社との関係]

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

[主要取引先等特定関係事業者との関係]

- ・該当する事項はありません。

[当年度における主な活動状況]

- ・取締役会は16回開催中15回出席し、監査役会は17回開催中全てに出席し、官庁や民間企業等での豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

[責任限定契約の内容の概要]

- ・該当する事項はありません。

[当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額]

- ・該当する事項はありません。

八) 監査役 池田 輝三郎

[重要な兼職の状況及び当社との関係]

- 上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、記載すべき事項はありません。

[主要取引先等特定関係事業者との関係]

- 該当する事項はありません。

[当年度における主な活動状況]

- 取締役会は16回開催中15回出席し、監査役会は17回開催中全てに出席し、主に金融機関等での豊富な経営経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

[責任限定契約の内容の概要]

- 該当する事項はありません。

[当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額]

- 該当する事項はありません。

招集
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 新日本有限責任監査法人
② 報酬等の額

当年度に係る会計監査人の報酬等の額	68百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	96百万円

(注) 1. 当社の国内子会社につきましても新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。なお、当社の重要な子会社のうち、Japan Canada Oil Sands Ltd.、Japex (U. S.) Corp.、JAPEX Montney Ltd. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制に関する助言及び指導に対する対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法等の法令に違反した場合、職務を怠った場合、その他会計監査人としてふさわしくない行為があったと判断される場合、会計監査人を解任する議案または新たな会計監査人を選任する議案を株主総会に付議するか否かにつき検討することとし、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいてこれを付議するものとします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会規程及び取締役会決議基準のもと、各取締役がその責任と権限に基づき取締役会に付議、報告することにより取締役間の相互牽制を働かせるとともに、必要に応じ監査役が取締役会で意見を述べる。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書、各種契約書その他業務の執行状況を示す主要な文書を保存するものとし、詳細については、文書取扱規程による。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
与信管理規程、市場リスク管理・デリバティブ取引規程のほか各種緊急対策要領を再点検し、必要に応じてリスク管理の観点からマニュアル等を作成する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会付議案件を事前に常務会で審議のうえ、原則として毎月取締役会を開催し、迅速な意思決定を行い、決裁・承認規程に基づく権限委譲により効率的に執行する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
各部署ごとに各種業務規程、マニュアルに基づく管理を行うとともに、監査室により内部統制の有効性を監査し、その結果を社長に報告する。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社の内部統制委員会において親会社の内部統制方針を主要グループ会社に示すとともに、子会社・関連会社管理規程に基づきグループ会社の経営管理を行う。また、親会社の監査室により定期的に主要グループ会社の監査を行う。
- ⑦ 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役会事務局として1名以上を指名し、監査役会の指示によりその職務を行う。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得る。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役会で月次の業務報告を行うとともに、稟議書を監査役に回付する。
また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査室及び会計監査人は監査役に対し定期的に情報を提供する。
- ⑪ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを整備し、適正な運用を図るとともに、有効性の評価を行う。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、下記二.1. に述べるような当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を執ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和30年の創業以来、石油及び可燃性天然ガスの自給度の向上を主たる目的として事業を展開し、埋蔵量ゼロから出発し、順次新規油・ガス田の発見を重ねる中で現在の経営基盤を確立し、石油・天然ガス資源の探鉱、開発、販売事業を中心的事業として営んでおります。

当社の企業価値の源泉は、石油・天然ガス資源に係る鉱区権益を自ら取得し、探査、採掘、販売までを一貫して行うビジネスモデルにあります。また、産業活動あるいは市民生活における血流とも言えるエネルギーの供給に携わる企業として、当社は、安定供給・安全操業の維持、確保という点においてきわめて重い責務を担うとともに、高い公共性を有する事業を行っております。

こうしたビジネスモデルは、当社が保有する、①高度な石油・天然ガス探査技術、②国内及び海外における油・ガス田開発技術及び操業ノウハウ、並びに、③国内における天然ガス輸送パイプラインネットワークの構築とこれを利用した長期・安定的な供給実績の積み重ねに基づく顧客・株主・地域社会等のステークホルダーとの信頼関係、などに裏打ちされたものであります。

新たな油・ガス田の探鉱から生産に漕ぎつけるまでには、10年以上の期間を要することも稀ではなく、長期的な視点に立った事業展開とともに、地球環境保全への配慮を通じた社会貢献が必要とされています。また、エネルギー資源の確保に関する国際競争の激化が予想される昨今の国際エネルギー情勢に鑑みれば、当社の事業の持続的な発展と企業価値の向上には、こうした当社の保有技術・ノウハウの向上や人材の確保、各ステークホルダーとの信頼関係の更なる強化を目指した取組みが必要不可欠であり、これがこれまでと同様、将来の当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

2. 企業価値向上のための取組み

世界的な資源開発競争の激化や不安定なエネルギー価格動向のほか、国内天然ガス事業に係る一層の競争激化、環境問題への社会的意識の高まり等が想定されるとの認識のもと、当社は、平成24年3月期から平成28年3月期までの5年間を対象とする中期事業計画を策定しております。

同計画のもと、当社は、E & P（石油・天然ガスの探鉱・開発・生産）事業、国内天然ガス事業及び環境・新技術事業を当社事業拡大に向けた3本柱と位置付けるとともに、国内外における既存資産の価値最大化を基本としつつ、これら3事業（特に海外事業）への新規投資を通じた収益拡大を目指し、これに掲げる目標の達成によって企業価値のより一層の向上を図ります。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、以上のような諸施策を実行することによって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。また、当社は、効率的な経営により利益を上げ、かつ有用な存在として社会に受け入れられる企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、以下のとおり、そのシステムの整備、充実を目指しております。

まず、平成17年6月に、業務執行体制の明確化のため執行役員制度を導入し、その後、平成19年6月にはそれまでの社外監査役2名に加え、業務を執行しない社外取締役を1名選任することにより、取締役会の監督機能の強化を図っております。

現在、取締役会は月1回を定例として開催され、重要な業務執行の決定を行うほか、取締役または執行役員から業務執行状況の報告を受けることにより、監督機能を果たしています。監査役は、取締役会に出席するほか、常勤監査役がその他の重要会議に出席するとともに、業務を執行する各取締役または執行役員と随時意見交換を行うことにより、監督機能を果たしております。また、内部監査として、監査室が、社長直轄のもと各部署における内部統制の実効性の検証を含め、法令及び社内諸規程の遵守その他適正な業務執行がなされているかの監査にあたっております。

一方、内部統制につきましては、平成18年5月に会社法及び会社法施行規則に定める、業務の適正を確保するために必要な体制の整備を行い、同年4月に設置された内部統制委員会が主体となって、業務の適正を確保するための体制の点検、整備を継続しております。

さらに、こうした経営機構上のコーポレート・ガバナンスに加えて、決算説明会の開催、ホームページの充実などのIR活動により、経営の透明性を高めることを通じて、時々々の状況下で最適な業務執行の実現を期しております。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って導入されたものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確

保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が原則として買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経ることとしています。

なお、独立委員会の委員は、次のとおりです。

河上 和雄 当社社外取締役
角谷 正彦 当社社外監査役
土屋恵一郎 明治大学法学部教授

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしています。

本プランの有効期間は、平成23年6月24日開催の第41回定時株主総会の決議による、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間と同じく、当定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記

委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに記載しております。平成23年5月13日付の当社ニュースリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。

（アドレス http://www.japex.co.jp/newsrelease/pdf/JAPEX_20110513bai_J.pdf）

四 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

2. 本プランが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

本プランの導入に際しては、株主の皆様意思を確認すべく、平成20年6月25日開催の第38回定時株主総会においてこれを付議し、承認可決され、さらには、平成23年6月24日開催の第41回定時株主総会においてその更新を付議し、承認可決されております。

また、当社取締役会は、本プランに定める一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主総会において株主の皆様意思を確認するとしています。

加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた

場合または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

③ 独立性の高い社外取締役等の判断の重視と情報開示

本プランの発動に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

本プランは、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	195,209	流 動 負 債	83,454
現金及び預金	81,031	支払手形及び買掛金	23,610
受取手形及び売掛金	37,222	短期借入金	28,169
有価証券	41,203	役員賞与引当金	118
商品及び製品	4,653	その他	31,555
仕掛品	128	固 定 負 債	82,668
原材料及び貯蔵品	6,285	長期借入金	21,636
繰延税金資産	1,127	繰延税金負債	32,509
短期貸付金	13,831	役員退職慰労引当金	829
その他	9,772	退職給付に係る負債	6,845
貸倒引当金	△ 48	資産除去債務	16,001
固 定 資 産	467,828	その他	4,845
有形固定資産	200,552	負 債 合 計	166,123
建物及び構築物	33,110	純 資 産 の 部	
坑井	11,616	株 主 資 本	332,711
機械装置及び運搬具	22,894	資本金	14,288
土地	12,193	利益剰余金	318,433
建設仮勘定	88,541	自己株式	△ 10
その他	32,196	その他の包括利益累計額	89,624
無形固定資産	11,365	その他有価証券評価差額金	84,856
その他	11,365	繰延ヘッジ損益	△ 56
投資その他の資産	255,910	為替換算調整勘定	5,166
投資有価証券	190,765	退職給付に係る調整累計額	△ 340
長期貸付金	29,100	少 数 株 主 持 分	74,579
繰延税金資産	6,039	純 資 産 合 計	496,915
その他	34,329	負 債 純 資 産 合 計	663,038
貸倒引当金	△ 39		
海外投資等損失引当金	△ 4,284		
資 産 合 計	663,038		

連結損益計算書

〔自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日〕

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		276,588
売上原価		210,460
売上総利益		66,127
探鉱費		9,800
販売費及び一般管理費		31,692
営業利益		24,634
営業外収益		
受取利息	2,341	
受取配当金	2,366	
有価証券売却益	693	
持分法による投資利益	12,140	
為替差益	1,173	
その他	1,868	20,584
営業外費用		
支払利息	839	
デリバティブ評価損	147	
株式交付費	155	
その他	187	1,329
経常利益		43,889
特別利益		
固定資産売却益	2	
補助金収入	40	
その他	0	42
特別損失		
固定資産除却損	145	
減損損失	7,983	
その他	219	8,347
税金等調整前当期純利益		35,584
法人税、住民税及び事業税	6,825	
法人税等調整額	△ 1,258	5,566
少数株主損益調整前当期純利益		30,017
少数株主利益		1,002
当期純利益		29,015

招集(通知)

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成25年4月1日〕
〔至 平成26年3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						少数株主 持分	純資産合計
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 の 有 価 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 調 査 動 向	退 職 給 付 に 関 連 する 累 計 額	そ の 他 の 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	14,288	291,990	△ 10	306,268	78,310	226	△ 2,362	—	76,173	21,183	403,625	
当 期 変 動 額												
剰 余 金 の 配 当		△ 2,571		△ 2,571							△ 2,571	
当 期 純 利 益		29,015		29,015							29,015	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					6,546	△ 283	7,529	△ 340	13,451	53,395	66,846	
当 期 変 動 額 合 計	—	26,443	—	26,443	6,546	△ 283	7,529	△ 340	13,451	53,395	93,290	
当 期 末 残 高	14,288	318,433	△ 10	332,711	84,856	△ 56	5,166	△ 340	89,624	74,579	496,915	

(百万円未満は切捨表示)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

25社

㈱地球科学総合研究所、Japex (U.S.) Corp.、日本海洋石油資源開発㈱、Japan Canada Oil Sands Limited、カナダオイルサンド㈱、白根瓦斯㈱、㈱ジャベックスエネルギー、㈱ジャベックスガラフ、㈱ジャベックスBlockA、JAPEX Montney Ltd.

なお、JAPEX UK E&P Ltd.他2社については、新規設立に伴う出資により当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

セイキプラントサービス㈱、Japex Canada Limited
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社数

0社

② 持分法適用の関連会社数

14社

- ・主要な持分法適用の会社の名称
- ㈱ユニバースガスアンドオイル、日本海洋掘削㈱、Energi Mega Pratama Inc.、Diamond Gas Netherlands B.V.、サハリン石油ガス開発㈱

なお、Pacific Northwest LNG Limited Partnershipについては、新規設立に伴う出資により当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

③ 持分法を適用していない非連結子会社（セイキプラントサービス㈱、Japex Canada Limited他）及び関連会社（大和探査技術㈱他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

④ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

⑤ 持分法適用会社の投資差額につきましては、20年以内で均等償却することとしております。なお、金額に重要性がない場合には発生時に一時償却しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Japex(U.S.)Corp.、Japan Canada Oil Sands Limited、㈱ジャベックスリビア、㈱ジャベックスBlockA、㈱ジャベックスガラフ、JAPEX Montney Ltd.他5社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

 ・ 其他有価証券

 ・ 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

移動平均法による原価法

 ・ 時価のないもの

時価法

・デリバティブ

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・たな卸資産

主として先入先出法

 ・ 商品及び製品

主として移動平均法

 ・ 原材料及び貯蔵品

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しておりますが、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び当社の仙台パイプライン、白石・郡山間ガスパイプライン、北海道鉱業所管内の資産、並びに国内連結子会社3社は、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社3社は主として生産高比例法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

 ・ 建物及び構築物 2～60年

 ・ 坑井 3年

 ・ 機械装置及び運搬具 2～22年

・無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、在外連結子会社1社は主として生産高比例法を採用しております。

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 繰延資産の処理方法

・株式交付費及び開発費

発生時に全額を費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債

<ul style="list-style-type: none"> ・役員賞与引当金 ・役員退職慰労引当金 ・海外投資等損失引当金 	<p>権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。役員賞与の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。資源開発関係投融资の評価額の低下に対応して、投融资先各社の資産状態を検討のうえ、純資産基準により計上しております。</p>
<p>⑤ 退職給付に係る会計処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職給付見込額の期間帰属方法 ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 ・小規模企業等における簡便法の採用 	<p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。</p>
<p>⑥ 重要な収益及び費用の計上基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成工事高及び完成工事原価の計上基準 	<p>工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）</p> <p>工事完成基準</p>
<p>⑦ 重要なヘッジ会計の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘッジ会計の方法 ・ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ方針 ・ヘッジ有効性評価の方法 	<p>繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段…為替予約、原油スワップ、原油コール</p> <p>ヘッジ対象…買掛金、未払金、原油売上高</p> <p>外貨建取引等の将来の為替変動リスク、油価の変動リスクを回避する目的で、対象資産・負債及び予定取引数量の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>それぞれのヘッジ手段とヘッジ対象に関する重</p>

要な条件がほぼ同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺することが出来ることを確認しております。

また、振当処理によっている為替予約等については、有効性の評価を省略しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、原則として5年間で均等償却することとしております。

⑨ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が6,845百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が340百万円減少しております。

なお、1株当たり純資産額は5.96円減少しております。

(6) 表示方法の変更

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「持分法による投資利益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「持分法による投資利益」の金額は753百万円であります。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「株式交付費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「株式交付費」の金額は43百万円であります。

(7) 会計上の見積りの変更

(資産除去債務の見積りの変更)

主力事業分野である天然ガス供給事業には、安定供給の維持確保という点において高い公共性があることから、採掘活動終了後も、当社グループが保有する生産、販売用資産を有機的に結びつけ、天然ガス需要家に対する供給事業者としての責務を果たすため、一部の生産、販売用資産については恒久的に使用する予定でありましたが、当連結会計年度において、使用可能性の検討結果により、使用が見込まれなくなった特定の資産については、撤去の時期等を見積ることが出来ることとなり、資産除去債務について合理的な見積りが可能となったことから、見積りの変更を行っております。

この変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は2,440百万円減少しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社の借入金に対して投資有価証券76百万円を担保に供しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額は290,767百万円であります。
- (3) 偶発債務

	百万円
(i) 金融機関等からの借入金に対する保証債務	
インベックス北カスピ海石油㈱	11,189
サハリン石油ガス開発㈱	6,177
従業員（住宅資金借入）	447
東北天然ガス㈱	304
熊本みらいエル・エヌ・ジー㈱	83
(ii) 生産設備に関連する債務に対する保証	
Kangean Energy Indonesia Ltd.	14,314
合 計	32,517

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	57,154,776株	—	—	57,154,776株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

- ・平成25年6月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	1,143百万円
1株当たり配当額	20円
基 準 日	平成25年3月31日
効 力 発 生 日	平成25年6月26日

- ・平成25年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	1,428百万円
1株当たり配当額	25円
基 準 日	平成25年9月30日
効 力 発 生 日	平成25年11月29日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成26年6月25日開催の定時株主総会において次のとおり決議を予定しております。

配当金の総額	1,428百万円
配 当 の 原 資	利益剰余金
1株当たり配当額	25円
基 準 日	平成26年3月31日
効 力 発 生 日	平成26年6月26日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については流動性の確保に留意し、リスクの抑制を図りながら運用する方針であり、必要資金については手許資金及び銀行借入により調達する方針であります。

受取手形及び売掛金、並びに貸付金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程等に従い、取引先の信用状況等を適時把握することにより回収懸念リスクの軽減に努めております。

有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式などであり、市場価格の変動リスクに晒されているものについては、社内規程等に従い時価評価結果が定期的に役員に報告されております。

支払手形及び買掛金の一部は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。借入金の一部は、金利及び為替の変動リスクに晒されておりますが、金利及び通貨スワップ取引を利用し、また、調達した資金を変動金利および同一通貨で関連会社に貸付けることによりリスクを低減しております。

海外事業投資に備え外貨を調達する際に為替の変動リスクに晒されることとなりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引については、上述の先物為替予約並びに金利及び通貨スワップ取引に加え、原油販売に係る油価の変動リスクをヘッジする原油スワップ取引を行っておりますが、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	81,031	81,154	122
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（＊1）	37,222 △ 12		
	37,210	37,210	—
(3) 短期貸付金	13,831	13,831	—
(4) 有価証券及び投資有 価証券	205,988	216,994	11,005
(5) 長期貸付金	29,100	29,100	—
資産計	367,162	378,290	11,128
(1) 支払手形及び買掛金	23,610	23,610	△ 0
(2) 短期借入金	28,169	28,169	—
(3) 長期借入金	21,636	21,677	△ 40
負債計	73,416	73,457	△ 40
デリバティブ取引（＊2）	62	62	—

（＊1）受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所等の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

買掛金のうち、為替予約の振当処理の対象とされているものについては、当該為替予約と一体として時価を算定しております。それ以外のものについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。また、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	25,980

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	7,389円62銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	507円68銭

6. その他の注記

減損損失

減損損失を認識した主な資産グループの概要

用 途	場 所	減 損 損 失	
		種 類	金 額 (百万円)
勇払油ガス田に係る 事業用資産	北海道苫小牧市	建物及び構築物	2,199
		坑井	47
		機械装置及び運搬具	4,972
		その他	763
	計	7,983	

当社グループは事業用資産においては鉱場等を概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、遊休資産においては個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

勇払油ガス田に係る事業用資産は、同油ガス田の生産能力の再評価を行った結果、生産能力の更なる低下が認められたことにより、生産操業に係る事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は主に使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを10%で割り引いて算定しております。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	87,504	流動負債	39,450
現金及び預金	7,584	買掛金	19,473
売掛金	26,853	1年内返済予定の長期借入金	4,883
有価証券	23,797	リース債務	449
商品及び製品	4,552	未払金	4,889
原材料及び貯蔵品	5,290	未払費用	6,507
前渡金	357	未払法人税等	2,353
前払費用	513	前受金	24
繰延税金資産	994	預り金	149
未収収益	208	役員賞与引当金	97
短期貸付金	9,000	工事損失引当金	236
関係会社短期貸付金	5,971	資産除去債務	169
未収入金	155	その他	215
立替金	1,016	固定負債	73,762
その他	1,208	長期借入金	21,636
固定資産	399,296	リース債務	3,539
有形固定資産	58,175	繰延税金負債	31,831
建物	8,017	退職給付引当金	5,401
構築物	16,732	役員退職慰労引当金	745
坑井	1,294	関係会社事業損失引当金	274
機械及び装置	15,498	資産除去債務	9,863
船舶	0	その他	471
車両運搬具	4	負債合計	113,213
工具、器具及び備品	1,352	純資産の部	
土地	9,656	株主資本	288,741
リース資産	3,790	資本金	14,288
建設仮勘定	1,746	利益剰余金	274,463
掘さく仮勘定	82	利益準備金	3,572
無形固定資産	784	その他利益剰余金	270,891
借地権	150	海外投資等損失準備金	5,199
ソフトウェア	535	探鉱準備金	21,684
その他	98	固定資産圧縮積立金	219
投資その他の資産	340,336	探鉱投資等積立金	47,246
投資有価証券	150,579	別途積立金	171,600
関係会社株式	161,885	繰越利益剰余金	24,941
長期貸付金	1,173	自己株式	△ 10
関係会社長期貸付金	30,389	評価・換算差額等	84,846
長期前払費用	1,185	その他有価証券	84,846
その他	2,664	評価差額金	84,846
貸倒引当金	△ 16	純資産合計	373,587
海外投資等損失引当金	△ 7,524	負債純資産合計	486,800
資産合計	486,800		

招集(通知)

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

〔自 平成25年4月1日〕
〔至 平成26年3月31日〕

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		207,086
売 上 原 価		158,422
売 上 総 利 益		48,664
探 鉱 費		8,353
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,778
営 業 利 益		16,532
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,689	
有 価 証 券 利 息	57	
受 取 配 当 金	11,831	
為 替 差 益	1,096	
そ の 他	2,148	16,823
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	194	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	147	
そ の 他	174	515
経 常 利 益		32,841
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
災 害 損 失 引 当 金 戻 入 額	0	1
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	91	
固 定 資 産 売 却 損	2	
減 損 損 失	7,893	7,986
税 引 前 当 期 純 利 益		24,855
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,354	
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,408	1,945
当 期 純 利 益		22,909

株主資本等変動計算書

〔自平成25年4月1日〕
〔至平成26年3月31日〕

(単位：百万円)

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

	株 主 資 本										株主資本計
	資本金	利 益 剰 余 金								自己株式	
		利益準備金	海外投資等損失準備金	探鉱準備金	固定資産圧縮積立金	探鉱投資等積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	14,288	3,572	4,261	21,309	236	47,246	181,600	△ 4,099	254,125	△ 10	268,403
当 期 変 動 額											
海外投資等損失準備金の積立			1,021					△ 1,021			-
海外投資等損失準備金の取崩			△ 83					83			-
探鉱準備金の積立				6,014				△ 6,014			-
探鉱準備金の取崩				△ 5,639				5,639			-
固定資産圧縮積立金の積立					1			△ 1			-
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 18			18			-
別途積立金の積立											-
別途積立金の取崩							△ 10,000	10,000			-
剰余金の配当								△ 2,571	△ 2,571		△ 2,571
当 期 純 利 益								22,909	22,909		22,909
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	938	375	△ 16	-	△ 10,000	29,041	20,337	-	20,337
当 期 末 残 高	14,288	3,572	5,199	21,684	219	47,246	171,600	24,941	274,463	△ 10	288,741

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	78,300	38	78,339	346,743
当 期 変 動 額				
海外投資等損失準備金の積立				-
海外投資等損失準備金の取崩				-
探鉱準備金の積立				-
探鉱準備金の取崩				-
固定資産圧縮積立金の積立				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
別途積立金の積立				-
別途積立金の取崩				-
剰余金の配当			△ 2,571	
当 期 純 利 益				22,909
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,545	△ 38	6,506	6,506
当 期 変 動 額 合 計	6,545	△ 38	6,506	26,844
当 期 末 残 高	84,846	-	84,846	373,587

(百万円未満は切捨表示)

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・商品及び製品

先入先出法

・原材料及び貯蔵品

移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

仙台パイプライン、白石・郡山間ガスパイプライン、北海道鉱業所管内の資産及び平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他の資産については、定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

構築物 3～60年

坑井 3年

機械及び装置 2～13年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能年数（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

・開 発 費

発生時に全額を費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末におけ

③ 退職給付引当金	<p>る支給見込額に基づき計上しております。 従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生事業年度から費用処理しております。</p>				
④ 役員退職慰労引当金	<p>役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>				
⑤ 海外投資等損失引当金	<p>資源開発関係投融資の評価額の低下に対応して、投融資先各社の資産状態を検討のうえ、純資産基準により計上しております。</p>				
⑥ 関係会社事業損失引当金	<p>関係会社の整理等に係る損失に備えるため、各社の財政状態の実情を個別に勘案し、損失発生見込額を計上しております。</p>				
⑦ 工事損失引当金	<p>受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における請負工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。</p>				
(5) 収益及び費用の計上基準	<ul style="list-style-type: none"> ・完成工事高及び完成工事原価の計上基準 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事</td> <td>工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）</td> </tr> <tr> <td>その他の工事</td> <td>工事完成基準</td> </tr> </table> 	当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事	工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）	その他の工事	工事完成基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事	工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）				
その他の工事	工事完成基準				
(6) ヘッジ会計の方法	<p>繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。</p>				
① ヘッジ会計の方法	ヘッジ手段…為替予約				
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ対象…買掛金				
③ ヘッジ方針	<p>外貨建取引等の将来の為替変動リスクを回避する目的で、対象資産・負債及び予定取引数量の範囲内でヘッジを行っております。</p>				
④ ヘッジ有効性評価の方法	<p>それぞれのヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件がほぼ同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺することが出来ることを確認しております。また、振当処理によっている為替予約等については、有効性の評価を省略しております。</p>				

- (7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
- (8) 会計上の見積りの変更
(資産除去債務の見積りの変更)
主力事業分野である天然ガス供給事業には、安定供給の維持確保という点において高い公共性があることから、採掘活動終了後も、当社が保有する生産、販売用資産を有機的に結びつけ、天然ガス需要家に対する供給事業者としての責務を果たすため、一部の生産、販売用資産については恒久的に使用する予定でありましたが、当事業年度において、使用可能性の検討結果により、使用が見込まれなくなった特定の資産については、撤去の時期等を見積ることが出来ることとなり、資産除去債務について合理的な見積りが可能となったことから、見積りの変更を行っております。この変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は2,440百万円減少しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社の借入金に対して関係会社株式76百万円を担保に供しております。
(2) 有形固定資産の減価償却累計額は247,164百万円であります。
(3) 偶発債務

	百万円
(i) 金融機関等からの借入金に対する保証債務	
JAPEX Montney Ltd.	31,354
インペックス北カスピ海石油㈱	11,189
サハリン石油ガス開発㈱	6,177
Japan Canada Oil Sands Limited	486
従業員（住宅資金借入）	447
東北天然ガス㈱	304
熊本みらいエル・エヌ・ジー㈱	83
(ii) 生産設備に関連する債務に対する保証	
Kangean Energy Indonesia Ltd.	14,314
(iii) パイプライン建設に係る完工保証	
JAPEX Montney Ltd.	1,580
Japan Canada Oil Sands Limited	260
合 計	66,200

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

	百万円
短期金銭債権	2,861
長期金銭債権	186
短期金銭債務	11,810
長期金銭債務	—

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

	百万円
営業取引による取引高	
売上高	19,539
仕入高	89,726
営業取引以外の取引による取引高	11,668

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,139株	一株	一株	2,139株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
繰延税金資産	
海外投資等損失引当金	2,056
退職給付引当金	1,662
固定資産減価償却費	12,900
投資有価証券評価損	536
資産除去債務	3,113
固定資産減損損失	1,044
その他	3,633
繰延税金資産小計	24,947
評価性引当額	△ 6,553
繰延税金資産合計	18,393
繰延税金負債	
探鉱準備金	△ 9,350
海外投資等損失準備金	△ 2,312
固定資産圧縮積立金	△ 97
その他有価証券評価差額金	△ 37,244
その他	△ 225
繰延税金負債合計	△ 49,230
繰延税金負債の純額	△ 30,836

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

（借主側）

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：百万円）

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車 両 運 搬 具	7	7	0
合 計	7	7	0

（注） 取得原価相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

百万円

1 年 内	0
1 年 超	—
合 計	0

（注） 未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱ジャベックスガラフ	東京都千代田区	25,930	石油資源の探鉱開発、生産	(所有) 直接 55.00	役員の兼任	増資の引受(注2)	9,622	—	—
子会社	JAPEX Montney Ltd.	カナダアルバータ州	千カナダドル 826,725	シェールガスの探鉱開発、生産	(所有) 直接 50.00	役員の兼任	増資の引受(注3) 債務保証(注5(1))	35,864 31,354	— —	— —
子会社	カナダオイルサンド(㈱)	東京都千代田区	12,787	オイルサンドの探鉱開発、生産	(所有) 直接 91.94	役員の兼任	増資の引受(注4)	20,708	—	—
関連会社	サハリン石油ガス開発(㈱)	東京都港区	22,592	石油資源の探鉱開発、生産	(所有) 直接 15.29	役員の兼任	債務保証(注5(2)) 原油の購入(注5(3))	6,177 56,269	— 買掛金	— 8,291
関連会社	Kangean Energy Indonesia Ltd. (注1)	米 国 デラウェア州	千米ドル 10	石油資源の探鉱開発、生産	— [100.00]	役員の兼任 資金の貸付	貸付金の回収(注5(4)) 債務保証(注5(5))	2,830 14,314	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	2,877 16,708
関連会社	EMP Exploration (Kangean) Ltd. (注1)	英 国 ロンドン	英ポンド 100	石油資源の探鉱開発、生産	— [100.00]	役員の兼任 資金の貸付	貸付金の回収(注5(4))	1,886	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	1,918 11,139

- (注) 1. Kangean Energy Indonesia Ltd. 及びEMP Exploration (Kangean) Ltd. は、持分は100分の20未満であるが、実質的な影響力を持っているため、関連会社としたものであります。なお、議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。
2. ㈱ジャベックスガラフが行った新株の発行を当社が引き受けたものであります。
3. JAPEX Montney Ltd. が行った新株の発行を当社が引き受けたものであります。
4. カナダオイルサンド(㈱)が行った新株の発行を当社が引き受けたものであります。
5. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) JAPEX Montney Ltd. に対する債務保証については、開発事業費に係る債務に対して保証を行っております。なお、取引金額は期末現在の保証残高であります。
- (2) サハリン石油ガス開発(㈱)に対する債務保証については、開発事業費に係る債務に対して保証を行っており、保証料率はプロジェクトの計画を考慮し、合理的に決定しております。なお、取引金額は期末現在の保証残高であります。
- (3) サハリン石油ガス開発(㈱)に対する原油の購入については、市場価格を勘案して価格を決定しております。
- (4) Kangean Energy Indonesia Ltd. 及びEMP Exploration (Kangean) Ltd.

に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

- (5) Kangean Energy Indonesia Ltd. に対する債務保証については、同社の生産設備に関連する債務に対して保証を行っており、保証料率はプロジェクトの計画を考慮し、合理的に決定しております。なお、取引金額は期末現在の保証残高であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 6,536円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 400円85銭 |

9. その他の注記

減損損失

減損損失を認識した主な資産グループの概要

用途	場所	減損損失	
		種類	金額(百万円)
勇払油ガス田に係る事業用資産	北海道苫小牧市	建物	559
		構築物	1,638
		坑井	47
		機械及び装置	4,884
		その他	762
	計	7,893	

当社は事業用資産においては鉱場を概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、遊休資産においては個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

勇払油ガス田に係る事業用資産は、同油ガス田の生産能力の再評価を行った結果、生産能力の更なる低下が認められたことにより、生産操業に係る事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は主に使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを10%で割り引いて算定しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月15日

石油資源開発株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅村 一彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高橋 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石油資源開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月15日

石油資源開発株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅村 一彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石油資源開発株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月16日

石油資源開発株式会社 監査役会

常勤監査役 森 谷 信 明 ㊟

常勤監査役 石 関 守 男 ㊟

社外監査役 角 谷 正 彦 ㊟

社外監査役 池 田 輝三郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を尊重しつつ、国内外の新規埋蔵量の確保を目指した投資並びに供給インフラの整備・拡充等に向けた内部留保を考慮したうえで、長期安定配当を行うことを基本方針としております。

第44期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 当社普通株式1株につき 金25円
 配当総額 金1,428,815,925円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成26年6月26日

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役 佐藤 弘氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、これを補うため取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
ひょう どう もと ぶみ 兵 藤 元 史 (昭和28年1月1日生)	昭和52年4月 当社入社 平成14年6月 // 海外本部カナダ室長 平成16年6月 // 海外本部海外企画室長 平成17年2月 // 海外本部海外一部長 平成19年7月 // ジャカルタ事務所副所長 平成20年7月 // ジャカルタ事務所長 平成23年6月 // 執行役員ジャカルタ事務所長 平成23年9月 // 執行役員アジア・オセアニア事業本部副本部長 平成25年6月 // 常務執行役員アジア・オセアニア事業本部副本部長 平成25年7月 // 常務執行役員アジア・オセアニア事業本部副本部長 兼 同本部事業開発部長 平成25年10月 // 常務執行役員アジア・オセアニア事業本部副本部長 (現在に至る)	100株

- (注) 1. 新任の取締役候補者であります。
 2. 候補者 兵藤元史氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 池田輝三郎氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
なか しま のり お 中島 敬雄 (昭和22年4月22日生)	昭和45年4月 ㈱日本興業銀行入行 平成12年3月 同行常務執行役員 平成14年4月 ㈱みずほコーポレート銀行常務執行役員 平成21年6月 D I A Mアセットマネジメント㈱代表取締役社長 (現在に至る)	—

- (注) 1. 新任の監査役候補者であります。
 2. 候補者中島 敬雄氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
 3. 同氏は社外監査役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。
 4. 同氏は、金融機関での豊富な経営経験と高い識見をお持ちであり、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外監査役として当社の経営に資することが大きいと判断し、候補者いたしました。
 5. 同氏は、平成26年6月30日付にて、D I A Mアセットマネジメント㈱ 代表取締役社長を退任する予定であります。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役 佐藤 弘氏及び監査役 池田輝三郎氏は退任することとなりました。

つきましては、この両氏に対し在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会にご一任願い、退任監査役については監査役間の協議によることといたしたいと存じます。

両氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
さとう ひろし 佐藤 弘	平成18年6月 当社常務取締役 平成19年6月 " 専務取締役 平成22年6月 " 代表取締役副社長 (現在に至る)
いけ だ きさぶろう 池田 輝三郎	平成18年6月 当社監査役 (現在に至る)

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度に在籍した取締役15名（社外取締役1名は含みません。）及び監査役5名に対し、従来の支給額及び当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額97,512,000円（取締役分92,712,000円、監査役分4,800,000円）支給することとしたと存じます。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成23年6月24日開催の当社第41回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の対応策を「旧プラン」といいます。）が、旧プランは、本定時株主総会の終結の時をもってその有効期間が満了することになります。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、平成26年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

つきましては、当社定款第12条に基づき、下記2.「提案の内容」の要領により新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任していただくことをお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするも

の等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を執ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本更新の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が原則として買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条

項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経ることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定める手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等が付されていないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらをあわせて「意向表明書」と総称します。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等

の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した様式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本更新時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。

独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社は、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び買付者等を被支配法人等⁹とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、法令等の遵守状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引及び当社の株券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。）¹⁰
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意その他の買付等に関する意思連絡の有無
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及

- び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主の皆様、当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
 - ⑧ 買付者等の国内外の法規制（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び外国の競争法を含みます。）への抵触可能性に関する具体的情報
 - ⑨ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関係に関する情報
 - ⑩ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑪ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び追加的に提出を求めた情報（もしあれば）を受領した場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（当社グループの事業の規模、性格、多様性等を考慮し、原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。
 - ② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおりの情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから適切な期間（当社グループの事業の規模、性格、多様性等を考慮し、原則として最長60日とします。）が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉等を行うことができる

ものとし、買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長することができるものとし、（但し、延長期間の合計は、原則として30日間を上限とします。）。

(e) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとし、

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受け又は買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては全ての本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとし、

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対し

て、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。
上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際し、①上記(e)に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を経るべき旨の留保を付した場合、又は、②ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、株主総会の開催に要する時間等の諸般の事情を考慮の上、善管注意義務等に照らして、株主意思を確認することが適切であると判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、意向表明書・買付説明書を提出せずに買付等を行う買付者等の存在が判明した場合には、かかる事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間及びその理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、

下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

発動事由その2

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

(a) 次に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

- (d) 買付者等による買付等の後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であるため、エネルギーの安定供給の確保又は需要家の利便の確保に重大な支障をきたすおそれがあること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 本新株予約権の数
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
- (b) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。
- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者¹¹、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者¹²、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹³（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由¹⁴が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前

日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合¹⁵には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
 本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行
 本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他
 上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細（非適格者の本新株予約権の取扱いに関する事項を含みます。）は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更
 本プランの有効期間は、本定時株主総会の決議による、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間と同じく、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様へ不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会

の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成26年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）本議案において同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
5. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）本議案において同じとします。
9. 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
10. 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
11. 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
12. 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
13. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

14. 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。
15. 例えば、当初、特定大量買付者の特別関係者であった者が、本プランの発動の後に、当該特定大量買付者との関係を解消し、非適格者に該当しないこととなった場合等が考えられます。

以上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役（選任される予定の者を含む。）、(ii)当社社外監査役（選任される予定の者を含む。）、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項についての決定、その他本プラン所定の事項等を行う。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立委員会委員略歴

本更新時における独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

河上 和雄（かわかみ かずお）

（昭和8年4月26日生）

職 歴

昭和33年4月	検事任官
昭和58年1月	東京地方検察庁特別捜査部長
平成元年9月	最高検察庁公判部長
平成3年5月	弁護士登録（第一東京弁護士会）（現在に至る）
平成19年6月	当社取締役（現在に至る）

※河上和雄氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。

※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

角谷 正彦（かどたに まさひこ）

（昭和11年2月14日生）

職 歴

昭和33年4月	大蔵省入省
平成2年6月	国税庁長官
平成6年12月	中小企業金融公庫総裁
平成14年4月	㈱みずほコーポレート銀行顧問
平成15年6月	当社監査役（現在に至る）

※角谷正彦氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

土屋 恵一郎 (つちや けいいちろう)
(昭和21年12月23日生)

	職	歴
昭和55年4月	明治大学法学部講師	
昭和61年4月	同大学法学部助教授	
平成4年4月	同大学法学部教授 (現在に至る)	
平成16年4月	同大学法学部長	
平成20年4月	同大学常勤理事	

※土屋恵一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

(ご参考) 買収防衛策のための新株予約権無償割当てに関するQ&A

本Q&Aは、株主総会参考書類としてではなく、本プランについてわかりやすく説明することを目的として参考として添付されるものです。正確かつ詳細な内容については、本招集ご通知57ページ以降及び当社の平成26年5月12日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照下さい。

Q1. 買収防衛策更新の目的は何ですか。

- A. 第6号議案にてご承認をお願いしております本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の当社における手続を定め、その際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断したり、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉の機会等を確保するためのものです。当社としては、以上のとおり、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることに資するものと考えているため、既存の買収防衛策の有効期間満了を受け、買収防衛策を更新することといたしました。

Q2. 今回更新される買収防衛策について前回のプランとの違いは何ですか。

- A. 本プランと前回のプランとの主な変更点は、①意向表明書の内容について見直しを行ったこと、及び②当社より買付者等に対して提供を求める情報の項目について見直しを行ったことなどであります。

Q3. 本プランの概要を説明して下さい。

- A. 本プランは、有事の際に新株予約権の無償割当てを行う事前警告型ライツプランです。具体的には、次のような内容を有しています。
- ① 当社が発行者である株券等について20%以上の買付等を行うことを希望する買付者等は、予め本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書及び買付内容等の検討に必要な情報等を記載した買付説明書を当社に対して提出していただきます。
 - ② 取締役会は、買付説明書を速やかに独立委員会に送付し、独立委員会は、取締役会に対し、上記買付内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることがあります。
 - ③ 独立委員会は、買付者等や取締役会から情報を受領した後、専門家等の助言を独自に得つつ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉等を行います。
 - ④ 買付者等が、本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、これに対抗することが相当であると認められる場合には、当社は、必ず独立委員会の判断を経た上で、新株予約権の無償割当ての実施を決議することを予定しています。また、当社は、新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の意思を確認することもあります。
 - ⑤ 本プランを発動する場合に割当てられる新株予約権には、買付者等による権利行使は原則として認められないという行使条件、及び当社が原則として買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。これにより買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大で約50%まで希釈化される可能性があります。

Q 4. 当社の買収防衛策は合理性が高いと聞いていますが、具体的にどのような点で合理性が高いのでしょうか。

A. 本プランの合理性を示す特徴は次のとおりです。

項 目	当 社 の 買 収 防 衛 策
株 主 意 思	<ul style="list-style-type: none"> ・本総会において承認を得ることにより株主意思を反映。 ・有効期間満了前でも、株主総会において廃止する旨の決議がなされた場合、または取締役会で廃止する旨の決議がなされた場合には、その時点で廃止されることから、本プランの消長には株主意思が反映。
独 立 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ・独立性のある社外取締役等により構成される独立委員会を設置。 ・当社の独立委員会委員は、独立性のある社外取締役1名、社外監査役1名及び社外有識者1名により構成。 ・防衛策の発動に際しては、必ず独立委員会が所定の具体的な要件を判断した上で行う勧告を経ることが必要。 ・当社の費用で専門家の助言を受けることができる。
手 続 開 始 要 件	20%以上の議決権保有、または20%以上の議決権取得をめぐず公開買付け等。
発 動 要 件	合理的かつ客観的な要件の設定。
有 効 期 間 (サンセット条項)	3年間
取 締 役 会 の 構 成	取締役全14名（ただし、本総会において本招集ご通知55ページに記載の取締役候補者が選任された場合）中、1名が独立性のある社外取締役。
廃 止	株主総会決議または取締役会決議によりいつでも廃止可能（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できないデッドハンド型でも、発動を阻止するのに時間がかかるスローハンド型でもない）。
目的・発動要件・ 手続等情報開示	プレスリリース、株主総会の議案・参考書類、及び株主総会等において十分な情報開示を行う。
招集通知の発送	株主総会の3週間前である平成26年6月3日（火曜日）に発送。

Q 5. 本プランの更新によって株主にはどのような影響があるのでしょうか。

A. 本プランの更新時にあたっては、新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。

次に、買付者等が出現し、本プランが発動されたときは、当社以外の株主の皆様には、新株予約権が無償で割当てられます。新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様は、行使期間開始日後、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償

割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式の交付を受けることができます。仮に株主の皆様がこのような行使手続を行わなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

もっとも、当社が、新株予約権を取得するのと引換えに当社株式を交付する場合には、買付者等以外の株主の皆様は、ご自身で行使手続を行うことなく、相応の当社株式の交付を受けることができます。当社がかかる取得の手続を行った場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをしなくとも、当社株式を受領することができますので、結果的には、保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

Q6. 新株予約権無償割当てが実施された場合には、株主はどのような手続を行う必要があるのでしょうか。

A. ① 新株予約権の行使

新株予約権無償割当てにより割当てられた新株予約権を行使する場合には、株主の皆様は、行使期間内に、原則として、新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（株主の皆様が行使条件を充足すること等の表明保証条項等を含む当社所定の書式によります。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を提出した上、原則として、行使期間内に、行使価額に相当する金銭を払い込んでいただきます。

② 当社による新株予約権取得の手続

当社取締役会が新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付する旨の決定をした場合、当社は、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付します。この場合、株主の皆様には、当社所定の書式による書面の提出をお願いする場合があります。

Q7. 新株予約権無償割当てにより割当てられる新株予約権の行使条件のなかで、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続等が必要とされる非居住者（外国居住者）も、原則として新株予約権を行使することができないとされていますが、非居住者はこの本プランにより不利益を被るのでしょうか。

A. まず、非居住者である株主の所在する国において適用法令上、新株予約権の行使に際して証券の登録義務の履行等の所定の手続を履行する等の必要が存しない場合には、かかる非居住者も新株予約権を行使することができます。

また、当該非居住者である株主の所在する国において新株予約権の行使に際して証券の登録義務等の所定の手続が課される場合であっても、適用除外規定が利用できる場合等は、当該適用除外規定の要件を充足することを条件として、原則として新株予約権を行使することができます。

さらに、当該非居住者の有する新株予約権について当社による取得条項の発動による取得の対象としても適用法令に抵触しないことが確認された場合には、当社による当社株式を対価とした新株予約権の取得がなされれば、これらの非居住者に対しても当社の株式が交付されることとなります。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

1. インターネットによる議決権の行使に際して、ご了承ください事項
インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、ご行使下さいますようお願い申し上げます。
 - (1) インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照下さい。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、インターネットにより議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となります。
 - (2) 今回ご案内する「議決権行使コード」及び「パスワード」は、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに「議決権行使コード」及び「パスワード」を発行いたします。
 - (3) 議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効とさせていただきます。
 - (4) インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効とさせていただきます。
 - (5) インターネットに関する費用（プロバイダへの接続料金・通信事業者への通信用料等）は、株主様のご負担となります。
2. インターネットによる議決権行使の具体的方法
 - (1) <http://www.it-soukai.com/>にアクセスして下さい。
 - (2) 「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンを押して下さい。
「議決権行使コード」及び「パスワード」は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載しております。
 - (3) 画面の案内に従い、平成26年6月24日（火曜日）午後5時35分までに議案に対する賛否をご入力、ご行使下さいますようお願い申し上げます。
3. セキュリティーについて
行使された情報が改ざん、盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。
また、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」は、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対に知られないようご注意ください。なお、当社より株主様の「パスワード」をお問い合わせすることはございません。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

- (1) インターネットによる議決権の行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先

電話 0120-768-524（フリーダイヤル）

（ご利用時間 午前9時から午後9時まで 土・日・休日を除く）

- (2) 上記(1)以外のお問い合わせ先

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

（ご利用時間 午前9時から午後5時まで 土・日・休日を除く）

【機関投資家の皆様へ】

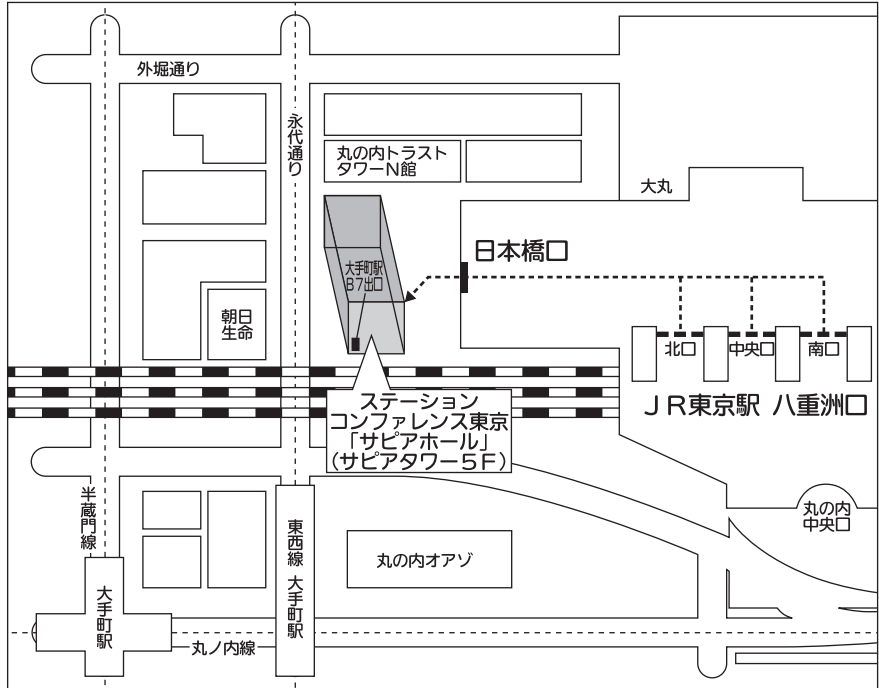
株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場案内図

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
ステーションコンファレンス東京「サピアホール」(サピアタワー5階)
電話 03-6888-8080 (代表)



J R東京駅 八重洲北口改札口より徒歩4分

新幹線専用改札口(日本橋口)より徒歩2分

地下鉄 大手町駅B7出口より徒歩2分

(地下鉄をご利用の場合、東京メトロ東西線大手町駅が最寄駅となります。)